

各建設業関係団体の長 様

秋田県建設部長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等
について（通知）

建設業法（昭和24年法律第100号）においては、書面による契約締結が義務づけられており、不当に低い請負代金による契約締結や不当な使用資材等の購入強制を行ってはならず、下請代金についても適正に支払うこととされています。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、公共工事の受注者は、適正な額の請負代金で下請契約を締結するとともに、技術者や技能労働者等に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならないこととされているほか、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）において、建設業者等は、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずること等の責務を有することとされています。

さらに、県においても、かねてより、県発注工事の入札参加者に対して関係法令のほか「建設産業における生産システム合理化指導要綱」（平成4年2月20日監-1640）の遵守を求めるとともに、県発注工事の受注者に対する「建設工事下請負等実地調査」の実施や施工に係る監督・点検等を通じて、元請下請取引の適正化と工事現場における事故の防止等を図ってきたところです。

しかし、県内の建設業者において書面による下請契約の締結や下請負人に対する請負代金の支払等が適切に行われていない事例が確認されているほか、県内の工事現場において安全管理の不徹底に起因する事故も発生しています。

今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、下請代金の適正な支払等の特段の配慮が求められるとともに、降雪時や低温下での作業が増える時期を迎え、転倒等による労働災害の発生も懸念されることから、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、別紙に記載する事項に十分留意し、下請契約における請負代金の適切な設定・支払等元請下請取引の適正化と施工管理のより一層の徹底に努めるよう、貴会会員に周知してくださるようお願いいたします。

担 当

秋田県建設部建設政策課建設業班

電話：018-860-2425

(別紙)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

1 見積りについて

下請代金の設定については、次の事項に留意すること。

- ① 施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものであること。
- ② 書面による見積り依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条で定める見積り期間の設定を行っていること。
- ③ 明確な経費内訳による見積書の提出があること。
- ④ ②・③を踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。
- ⑤ 見積り条件の提示に当たっては、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項（工事内容、着工及び完工の時期等）のうち、請負代金の額を除く事項について具体的にを行うこと。
- ⑥ 見積りに当たっては、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。
また、適切な水準の賃金等に加えて必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）を適切に考慮すること。
- ⑦ 材料費については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。
- ⑧ 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項については、別添のとおり国土交通省が通知しているので、その内容についても徹底を図ること。
- ⑨ 工事見積り条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの主旨の徹底を図ること。

2 法定福利費を内訳明示した見積書の提出・尊重による社会保険等への加入徹底について

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費を必要経費として適正に確保すること。

特に、元請負人においては、下請負人との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を見積り条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。

また、下請負人においては、法定福利費を内訳明示した見積書を元請負人に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

なお、再下請負の場合においても、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう再下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重すること。

3 契約について

(1) 書面による契約締結

建設工事に先立ち、次のいずれかを用いて契約を締結すること。

- ① 建設工事標準下請契約約款
- ② ①に準拠した内容による契約書

なお、本年7月25日に中央建設業審議会において建設工事標準下請契約約款等が改正されたことに伴い、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款も同様に改正が行われたので留意すること。

(2) 契約書に特に明記すべき内容

- ① 具体的な工事内容（施工責任の範囲及び施工条件等）、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、出来高払の定めをするときはその時期及び出来高払割合等の方法、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等
- ② 建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用

(3) 契約における留意点

- ① 請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。
- ② 請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないようにすること。

(4) 変更契約における留意点

- ① 当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。
- ② 工事状況により、追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期並びに追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続については、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

4 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

5 下請代金の支払について

下請代金を支払う場合は、次の事項に留意すること。

- ① 請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
- ② 元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- ③ 特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うこと。
- ④ 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（昭和46年通商産業省告示第82号）等の趣旨に鑑み、法定福利費を含む下請代金の支払は、できる限り現金払すること。手形払とする場合は現金化にかかる割引料等のコストを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定することとし、現金払と手形払を併用する場合は支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分を現金払とするよう支払条件を設定すること。
- ⑤ 元請負人が前払金の支払を受けた場合で、次に該当するときは、下請負人に対して速やかに相当額を現金で前金払いするよう十分配慮すること。
 - ア 下請負人が資材を購入する場合
 - イ 下請負人に建設労務者の募集その他建設工事の着手のための必要経費がある場合
- ⑥ 公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。
- ⑦ 下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないよう留意すること。
- ⑧ 手形による支払の場合は、手形期間を90日以内で、かつ、できる限り短い期間とし、段階的に手形期間の短縮に努め、将来的には手形期間を60日以内とするよう努めること。特定建設業者においては、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

6 下請負人への配慮等について

元請負人は、下請負人への配慮等として、次の事項に留意すること。

- ① 下請契約の締結に際し、法定福利費、その他建設業退職金共済制度に基づく

事業主負担額等の必要な諸経費を公共工事・民間工事を問わず適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。なお、県発注工事においては、予定価格に社会保険料の事業主負担分及び本人負担分が反映されていること。

また、特に、建設業退職金共済制度については、公共工事のみならず、民間工事における普及に努めること。

- ② 下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金や賃金の不払い等の不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、公共工事について中間前金払制度の導入が進んでいることを踏まえ、同制度の適用対象となっている工事については、同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮すること。

さらに、公共工事については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

- ③ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めること。

また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

7 施工管理の徹底について

施工管理に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

- ② 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となるときは、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。

特に、公共工事については、受注者は、当該工事を施工するために下請契約を締結したときは、当該下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出するとともに、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げる必要があるため、適切に対応すること。

また、公共工事に係る施工体制台帳に添付すべき請負契約書の写しについては、二次以下の下請契約についても請負金額を明示することとされているので、このことに留意すること。

- ③ 建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付国土建第272号）及び「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成29年8月9日付国土建第169号）に十分留意すること。

8 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

各団体及び建設企業においては、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

また、国土交通省が開設している「建設業フォローアップ相談ダイヤル」では、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）に関する情報、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報、社会保険加入対策に係る情報などを受け付けているので、当該相談窓口を積極的に活用すること。

9 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約等において、消費税の転嫁拒否等の行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

また、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、国土交通省が開設している「駆け込みホットライン」や県建設部においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、当該窓口を積極的に活用すること。

10 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な価格による契約と適正な工期設定を行い、週休2日など休日の確保の推進に努めること。

11 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業従事者等に対しても、上記1から10までの事項に準じた配慮をすること。